

鑑定についてのお尋ね

奈良家庭裁判所

この書面を記入される際には、「成年後見制度用診断書の作成を依頼された医師の方へ」をご参照ください。

- 1 鑑定について（該当事項の□にチェックを入れたり，記入してください。）
- 家庭裁判所から成年後見のため鑑定を依頼された場合，引き受ける。
- (1) 鑑定費用（検査料・諸経費等を含む）は_____万円を希望する。
（一般に，主治医の場合は5万円前後，主治医以外の場合でも10万円以内でお引き受けいただいております。）
- (2) 鑑定期間は，正式な依頼書が届いてから_____か月必要である。
（一般に，1か月程度で鑑定書を提出していただいております。）
- (3) 「鑑定書作成の手引」冊子の送付
希望する。 希望しない。
- (4) 書類の送付先
 診断書記載の病院
 以下の連絡先

名称 _____ 電話 _____

所在地 〒 _____

- (5) 鑑定を行うことになった場合，後日依頼文書をお送りしますが，正式に依頼する前に，確認のための連絡を希望されますか。
 不要である。
 希望する。
（連絡のつきやすい曜日 _____曜日，時間帯 _____時～ _____時）
- 鑑定を引き受けることができない。
- 理由（ _____ ）

- 鑑定を引き受けることはできないが，下記の医師を紹介する。

氏名 _____ 病院等の名称 _____

所在地 _____ 電話 _____

※ 裁判官の判断により，鑑定依頼をしない場合もございますので，ご了承ください。

令和 _____年 _____月 _____日 回答者氏名 _____ 印